

(国家公務員倫理審査会)
第三条の二 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるもののほか、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の定めるところによる。

(職員)

人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)は、人事院には適用されない。

(人事官)

人事官は、人格が高潔で、民主的な政治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五歳以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

人事官の任免は、天皇が認証する。

人事院の各号に該当する者は、人事官となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者

四 政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。

五 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。(宣誓及び服務)

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

(任期)

人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間に在任する。

人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一間年は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することはできない。

(退職及び罷免)

人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

一 第五条第三項各号の一に該当するに至った場合

二 国会の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免可とすると決定された場合

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合

前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合には、これらの者の中一人以外の者は、内閣が両議院の同意を経てこれを罷免するものとする。

前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

国会は、人事官の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

国会は、人事官の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、国会及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

国会は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写しを訴追に係る人事官に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、国会及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事官の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

(人事官の給与)

人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

人事院会議に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

人事院会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務処理の手続に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院規則は、幹事として人事院会議に出席する。

人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

人事院規則の制定及び改廃

一 人事院規則でこれを定める。

人事院規則は、幹事として人事院会議に出席する。

第十八条の規定による事案の判定

十一 第九十二条の規定による処分の判定

十二 第九十五条の規定による補償に関する重

要事項の立案

十三 第百三条第五項の審査請求に対する裁決

十四 第八十八条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

十五 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

十六 その他の人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

(事務総局及び予算)

人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

事務総局の組織及び法律顧問に関する必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を国に予算に計上されるよう内閣に提出しなければならない。

この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支払その他必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上されなければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを国会に提出しなければならない。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を発することができる。（人事院の調査）

第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関して調査することができる。

人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関して必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

人事院は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に關しがあると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

人事院は、前項の規定による権限（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

第十八条 人事院は、職員に対する給与の支払を監理する。

職員に対する給与の支払は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。（内閣総理大臣）

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人

材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

内閣総理大臣は、前項に規定するものはか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどることができる。（内閣総理大臣の調査）

第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（第一百六条の二から第一百六条の四までに規定するものに限る。）に關し調査することができる。

第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院又は前項の規定により指名された者は、同項」とあるのは

「内閣総理大臣は、第十八条の三第一項」と、同条第三項中「第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）とあるのは「第十八条の三第一項の調査」と、規定により指名された者は、「対象である職員若しくは職員であつた者」と、「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当該職員」と、「立ち人らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ、又は関係者に質問させる」とあるのは「検査し、若しくは関係者に質問する」と読み替えるものとする。（再就職等監視委員会への権限の委任）

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定によく。内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。

第三項から前項までに定めるものほか、官民人材交流センターの組織に關し必要な事項

は、政令で定める。

第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定す

る交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。第五十四条第二項第七号において同じ。）の円滑な実施のための支援を行う。

第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。

内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。

（官民人材交流センター）

第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。

官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

官民人材交流センターは、この法律及び他の官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。

官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。

官民人材交流センターに、所要の職員を置く。

内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。

第三項から前項までに定めるものほか、官民人材交流センターの組織に關し必要な事項

は、政令で定める。

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定によく。内閣総理大臣は、官民人材交流センターに管理することを管理する。

内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省の他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

（統計報告）

第二十条 内閣総理大臣は、政令の定めるところにより、職員の在職關係に關する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

内閣総理大臣は、前項の統計報告に關し必要があるときは、関係府に對し隨時又は定期に一定の形式に基いて、所要の報告を求めることができる。

（権限の委任）

人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は政令の定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関をして行なわせることができる。この場合においては、人事院又は内閣総理大臣は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができます。

（人事行政改善の勧告）

第二十二条 人事院は、人事行政の改善に關する意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならない。

（法令の制定改廃に関する意見の申出）

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

前項の場合においては、人事院は、その旨を内閣に報告しなければならない。

（法令の制定改廃に関する意見の申出）

第二十四条 人事院規則の制定改廃に關する内閣総理大臣からの要請

（人事院規則の制定改廃に関する意見の申出）

（業務の報告）

内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

（業務の報告）

人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならない。

内閣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事管理官)

第二十五条 内閣府、デジタル庁及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務を掌る。この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力をつとめなければならない。

第二十六条 削除 第三章 職員に適用される基準

第一節 通則

(平等取扱いの原則)

第二十七条 全ての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されではなくない。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他的人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に段階の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならぬ。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう、隨時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適切な勧告をしなければならない。

第二十九条から第三十二条まで 削除

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又は

その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に当たつては、次に掲げる事項が確保されなければならない。

第二十条 人事院規則でこれを定めた人材の養成及び活用

職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

第二十一条 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十二条 職員の公正な任用

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十三条 職員の昇任、降任及び転任に関する規定

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十四条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十五条 官職に欠員を生じた場合における採用

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十六条 職員の採用

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十七条 職員の昇任、降任及び転任に関する規定

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十八条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第二十九条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十一条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十二条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十三条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十四条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

第三十五条 職員の採用試験による用語の意義

第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 管理職 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれららの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

(次員補充の方法)

前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(採用の方法)

として、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第一項第二号に掲げる事項の確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に際して、職員の採用試験による用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一款 通則

第一項第二号に掲げる事項の確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に際して、職員の採用試験による用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(採用)

第一採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時の任用を除く。）をいう。

(昇任)

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

(降任)

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

(転任)

四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

(次格条項)

第一 次格条項 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

(欠格条項)

二 欠格条項 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たると問わず、公の地位を利用して、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の不承諾

第一採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止

二 採用試験のための虚偽行為の禁止

第一採用のための虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(人事に関する虚偽行為の禁止)

三 任用、昇給、留職その他の官職における利益の実現又はこれらのことの推薦

第一採用に対する虚偽行為の禁止

(人事に関する虚偽行為の禁止)

四 退職若しくは休職又は任用の不承諾

第一採用のための虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(採用試験の実施)

第一採用試験は、この法律に基づく命令で定めるところにより、これをを行う。

(受験の資格要件)

第一採用試験は、この法律に基づく命令で定めるところにより、これを定める。

(採用試験の実施)

第一採用試験は、この法律に基づく命令で定めるところにより、これを定める。

(受験の資格要件)

第一採用試験は、この法律に基づく命令で定めるところにより、これを定める。

(採用試験の内容)

第一採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

第一採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

(日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者)

(採用候補者名簿による採用)

は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うらう二十ある。

第五十七条 選考による職員の採用（職員の幹部
（選考による採用）

職への任命に該当するものを除く)は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとす

(昇任、降任及び転任)

必要な成績で遂行したときには、正式のものとなるものとする。
前項に定めるもののほか、条件付任用に関し第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時の任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

反する臨時の任用を取り消すことができる。
臨時の任用は、任用に際して、いかなる優先
権をも与えるものではない。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)
　　られた者に対する適用する。

第六十条の二 任命権者は、年齢六十歳に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤勤務を要しない官職を占める職員

が退職する場合を除く。) をした者 (以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。) 又は年齢六十年に達し

た日以後に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職（自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊員が退職す

る場合を除く)」をした者(以下この項及び第一項において「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)を、人事院規則で定めるところにより、前述の勤務実績その他の人事院規

第五十九条 職員の採用及び昇任は、職員であつて、
（職員の採用）

その官職において六月の期間（六月の期間とす）
ることが適當でないと認められる職員として人
事院規則で定める職員にあつては、人事院規則
で定める期間を勤務し、その間その職務を良
く行なつた者又はこれに準する者のうち人事院規則で
定める者を採用する場合その他人事院規則で定
める場合を除き、条件付のものとし、職員が、

則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職

俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職（第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。）を除く。（以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十岁以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者がこれらの方を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定期退職日相当日（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定期退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定期前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定期退職日相当日までとする。

任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの方を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定期退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定期前再任用短時間勤務職員のうち当該定期前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定期退職日相当日を経過していない定期前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

任命権者は、定期前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

仕合相手がこの流れ方で全員隠れ見に行き
これを行う。

これを行ふ。

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は次に掲げる者について、政令で定めるとこころにより、幹部職

（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定す
る）
政令一定の事項に就き、韓語職

る幹部職を含む。第二号及び次項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定

する自衛官以外の隊員が占める職を含む。次項及び第六十一条の十一において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。次項において同じ。)を有することを確認するための審査(以下「適格性審査」という。)を公正に行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。次号及び第六十一条の九第一項において同じ。)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員(以下「自衛隊員」という。)の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の六並びに第六十一条の十一において同じ。)が内閣総理大臣に推薦した者

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他の政令で定める事項を記載した名簿(以下この条及び次条において「幹部候補者名簿」という。)を作成するものとする。

内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には隨時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。

第一項(第三号を除く。)及び第二項から第四項までの政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(幹部候補者名簿に記載されている者のなからの任用)

第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての

適性を有する。と認められる者の中から行うものとする。

職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、當該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

任命権者は、幹部候補者名簿に記載されるいする職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、當該職員の人事評価に基づき、當該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員の昇任、降任、転任、退職及び免職（第八条第十一項の規定による降任及び転任を除く。以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。（この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。）
第六十一条の五 任命権者は、政令で定めるとともにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には隨時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

では、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合

に協議し、当該協議に基いて必要な措置を講じなければならぬ」とあるのは、「任命権者が警察庁長官である場合にあつては、國家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知しなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合には、國家公安委員会を通じて任命権者）にせし、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることがができるものとする」と、前条第一項中、「政令」とあるのは、「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

第五回 亂世の良き道

内閣総理大臣は、第五十四条第一項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。
（任命権者を異にする管理職への任用に係る調査整）

として政令で定める場合に限り、「政令」とする。

内閣法制局、官内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び國家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第四項の規定は適用せず、同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命会議の議長」を意味する。

第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による
〔**任用等**〕

七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報

と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」あるのは

(第三項において単に「主任の大臣」という。を通りて内閣総理大臣一員、同条第三項中「内

「転任」と、同条第二項中「降任させる場合」(職員の幹部職への任命に該当する場合を除む。)とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「云任」と、第百二十九

閣総理大臣」とあるのは「主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

議の規定の日本が適用を認めため、内閣府デジタル庁、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理

十一條の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは、「任命権者が

第六十一条の九 各省の自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。)

職員、第六十一条の九第二項第一号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者が（任命権者）が警察庁長官である場合にあつては、

会計検査院長、人事院総裁その他機関の長で、かつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職員を含む。次項を除く。）

り、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。
（特殊性を有する幹部職等の特例）

家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、同様第二項中「「協議する」とあるの」

おいて同じ。)としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員(自衛隊員(自衛官を除く。)を含む。同項において同じ。)を育成するための果樹(以下「幹部育成用育成用樹」という。)

任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行つた場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならぬ。い。

第六十九条（内閣の直属機関）
内閣の規定に基づき、内閣の直属機関とする機関（内閣法制局、内閣府及びデジタル機関を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けた場合の任命権を行う者であるものを除く。）について

「(同条第二項) いわゆる「内閣官房長官」に通知する」とあるのは、「任命権者が警察庁長官である場合にあつては、國家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官」に通知する」と、「当該協議」とあるのは、「当該通知」と、同条第三項中「内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく」とあるのは、「遅滞なく」と

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後一定期間勤務した経験を有するものの中から「基準」に従い、運用するものとする。

ら、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第三項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるもの）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受け講させることが、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を得ること。

五 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

六 国際機関、在外公館その他の法人における勤務の機会を付与すること。

七 各大臣等が、課程に関する専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。

八 所掌事務に係る統一性を確保するため必要な事項

（運用の管理）

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には隨時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

（法律による給与の支給）

第六十四条 前条に規定する法律（以下「給与に関する法律」という。）には、俸給表が規定されなければならない。

（俸給表）

人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならぬ。

（給与に関する法律に定めるべき事項）

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

（給与に関する法律に定めるべき事項）

一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項

二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項

三 親族の扶養その他職員の生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項

四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

六 一定の期間における勤務の状況を考慮して支給する給与に関する事項

七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項

（給与に関する法律に定める事項の改定）

第六十六条 削除

（人事評価の根本基準）

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、この事項に応じておこなわなければならない。

第六十八条 職員に対して給与の支払をなす者は、先づ受給者につき給与簿を作成しなければならない。

（給与簿）

第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ぜることができる。

（給与簿の検査）

第七十条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを見発した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適切な措置をなす外、必要があると認めるとときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

（違法の支払に対する措置）

第七十一条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを見発した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適切な措置をなす外、必要があると認めるとときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

（人事評価の根本基準）

第七十二条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

（人事評価の実施）

第七十三条 職員の執務については、その所轄府の長は、定期的に人事評価を行わなければならぬ。

（人事評価の実施）

第七十四条 人事評価の基準及び方法に関する事項その他の人事評価に關する事項は、人事院の意見を聽いて、政令で定める。

（人事評価に基づく措置）

内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

第七十五条 所轄府の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

（研修の根本基準）

第七十六条 研修

人事院は、第一項の計画の樹立及び実施にし、その監視を行う。

（研修に関する報告要求等）

第七十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係各府の長に対し、人事院規則の定めるところによつて、内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連する企画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各府に対する調整を行つ。

内閣総理大臣は、第一項の規定により内閣総理大臣及び関係府の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各府に対する調整を行つ。

内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連する企画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各府に対する調整を行つ。

人事院は、第一項の計画の樹立及び実施にし、その監視を行う。

（研修に関する報告要求等）

第七十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係各府の長に対し、人事院規則の定めるところによつて、内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連する企画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各府に対する調整を行つ。

り、前条第一項の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができる。

人事院は、内閣総理大臣又は関係所の長が法令に違反して前条第一項の計画に基づく研修を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第五節 能率

第七十一条 職員の能率は、充分に發揮され、且
つ、その増進は、まことにしづらざるなり。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

内閣総理大臣は、職員の専門的知識及び地政学について、調査研究を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならぬ。

（能率増進計画）

三 職員の安全保持に関する事項

前項の計画の機会及び実施に關し、内閣総理大臣は、その総合的企画並びに關係各府に対する調整及び監視を行う。

(能率の増進に関する要請)
七十三条の二 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、関係庁の長に対し、国家公務員宿舎法（昭和二十一

四年法律第百十七号) 又は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)の執行に關し必要な要請をすることができる。

第六節 分限、懲戒及び保障

ついては、公正でなければならぬ。
前項に規定する根本基準の実施につき必要な
事項は、この法律に定めるものを除いては、人
事院規則でこれを定める。

第一款 分限

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反し

て、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

(離職)

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(幹部職員の降任に関する特例)

第七十九条の二 任命権者は、幹部職員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを含める幹部職員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、他の官職(同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。第三号において「他の官職」という。)を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

二 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命するにと仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実そ

三 他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当する」と若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を差げるところが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関する休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中の事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならぬ。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限(定年に係るもの)を除く。(次項において同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第十八条並びに行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定は、適用しない。

一 臨時の職員

二 条件付採用期間中の職員

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)
第二回 管理監督職勤務上限年齢による降任等

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職(一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職(これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。)をいう。以下この目及び第八十二条の七において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間(当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいいう。以下この目及び同条において同じ。)(第八十二条の五第五項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十二条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十歳とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職 年齢六十
二 年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と

認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(管理監督職への任用の制限)
第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第八十一条の四 前二条の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き

戴どかることにより公務の遂行に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めるいる職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることによる公務の重担に著しい、文章が

任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

貞定の文

卷之三

第八十一条の六 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法

より延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

前二項の規定は、臨時の職員その他の法律により定期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。
(定年による退職の特例)

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員

第八十一条の八 内閣総理大臣
(定年に関する事務の調整等)

(定年に関する事務の調整等)
第八十一条の八 内閣総理大臣は、職員の定年に
関する事務の適正な運営を確保するため、各行
政機関が行う当該事務の運営に關し必要な調整
を行ふほか、職員の定年に関する制度の実施に
關する施策を調査研究し、その権限に属する事
項について適切な方策を講ずるものとする。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二

職員が次の

各号のいづれかに該当する。その格階に属する事実を講ずるものとする。

第八十二条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれら法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

(服務の根本基準)
第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者と

して、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める(服務の宣誓)。

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおつてはならない。

職員は、同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要す。

前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

前項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限

によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対しても、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。(この場合において、同項中「人事院」とあるのは、「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。)

(職務に専念する義務)

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合をすべてをその職責遂行のために用い、政府がな

除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対する給与を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

(政治的行為の制限)

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求める、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これららの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除外し、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

職員は、公選による公職の候補者となること

ができない。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要す。

前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

前項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限

にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徵することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当ないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。

第九条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならぬ。

(他の事業又は事務の開与制限)

第一百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他のいかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第一百五条 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)

第一百六条 職員の勤務条件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第八節 退職管理

(他の役職員についての依頼等の規制)

第一百六条の二 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百一十八号)第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をい

う。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員(以下「役職員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配している法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは當該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせる目的として行う場合

(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定職員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合)

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に適用するこどと定めている法人に限る。)をいう。

第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に

応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

第一百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企
業等のうち、
職員の職務と利害関係を有するもの）

業等のうち職員の職務に不正侵入を有するものとして政令で定めるものをいう。(以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（職員の選定職員の再登録項目に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局）同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等と

の間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害關係企業等若しくはその子法人の地位に就くこ

とを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就き、ここに要する

依頼し、又は当該地位に就くことを要求し若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないことを認められる場合にし

石原は三井銀行の話では、場合によって政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が

当該承認に係る利害関係企業等に対し行う場合 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

第一百六条の四（再就職者に

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に対しても行うことができる。

る国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするようにならぬ。」

三

五年 二年法律第六十七号 第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすること）が予定されている情報を同日前に開示

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務で
あつて、法律の規定に基づく行政庁による指
定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」
等」という。）を受けた者が行う当該指定等
に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた
者が行う当該委託に係るもの遂行するため
に必要な場合、又は国の事務若しくは事業と
密接な関連を有する業務として政令で定める
ものを行ふために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めて
いる法令の規定若しくは国、行政執行法人若
しくは都道府県との間で締結された契約に基
づき、権利を使ふし、若しくは義務を履行す
る場合、行政庁の処分により課された義務を
履行する場合又はこれらに類する場合として

五年 二年法律第六十七号 第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすること）が予定されている情報を同日前に開示

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又

五年 二年法律第六十七号 第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすること）が予定されている情報を同日前に開示

（設置） 第一百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第一百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第一百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

委員長は、非常勤とする。

委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(委員長及び委員の任命)

第一百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関して公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、委員長又は委員を任命することができます。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
(委員長及び委員の任期)

第一百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができる。
(身分保障)

第一百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。
二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三 役職員又は自衛隊員（第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。）となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
(罷免)

第一百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。
(服務)

第一百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を目的とする業務を行つてはならない。

委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を以てはならない。
(給与)

第一百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)

第一百六条の十四 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置く。

監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第一百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第百六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第百六条の十九及び第一百六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令

（事務局）
第一六六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）
第一六六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第一六六条の二から第一六六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。
（任命権者による調査）
第一六六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に關して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。
委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができることができる。
任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。
（任命権者に対する調査の要求等）
第一六六条の十八 委員会は、第一六六条の四第九項の届出、第一六六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に關する調査を行うよう求めることができる。
前項第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。
（共同調査）
第一六六条の十九 委員会は、第一六六条の十七第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に關し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。
（委員会による調査）
第一六六条の二十 委員会は、第一六六条の四第九項の届出、第一六六条の十六の報告又はその他の事

由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第一百六条の二十一 委員会は、第一百六条の十七第三項(第一百六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告書に照らし、又は第一百六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行ふことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(政令への委任)

第一百六条の二十二 第一百六条の五から前条までに規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雜則

(任命権者への届出)

第一百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

前項の届出を受けた任命権者は、第一百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。

第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならぬ。

第六項の規定による登録の取消しは、当該部分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは、当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

(交渉)

第一百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合には、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

このできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間にお涉事項について適法に管理し、又は決定することができる。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間にお涉事項について適法に管理し、又は決定することができる。

交渉は、職員団体と当局との間ににおいて、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならぬ。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国 の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に屬していないと理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第一百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱり従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱり従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当認められる場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により登録された業務に専ら従事したことのある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱり従事する者でなくつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に屬していないと理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第一百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱり従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱり従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当認められる場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により登録された業務に専ら従事したことのある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱり従事する者でなくつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に屬していないと理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第一百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱり従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱり従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当認められる場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により登録された業務に専ら従事したことのある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱり従事する者でなくつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に屬していないと理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第一百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱり従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱり従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当認められる場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により登録された業務に専ら従事したことのある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱり従事する者でなくつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に屬していないと理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第一百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱり従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱり従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当認められる場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により登録された業務に専ら従事したことのある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

令和七年四月一日から令和七年 九年三月三十一日まで	令和九年四月一日から令和十一年 十一年三月三十一日まで	令和十一年四月一日から令和十三年 和十三年三月三十一日まで	令和五年四月一日から令和十三年三月三十一 日までの間における令和三年国家公務員法等改 正法第一条の規定による改正前の第八十一条の 二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員と して人事院規則で定める職員に対する第八十一 条の六第二項の規定の適用については、第一項 の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる期 間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」と あるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、 同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。
令和五年四月一日から令和七年三 月三十一日まで	令和五年四月一日から令和九年三 月三十一日まで	令和七年四月一日から令和九年三 月三十一日まで	令和五年四月一日から令和十三年三 月三十一日まで
令和九年四月一日から令和十一年 三月三十一日まで	令和十一年四月一日から令和十三 年三月三十一日まで	令和七年四月一日から令和九年三 月三十一日まで	令和五年四月一日から令和十三年三 月三十一日まで
年	年	年	年
六十四	六十三	六十三	六十六
年	年	年	年
六十九	六十八	六十七	六十七

に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十歳に達する日以後に適用される任用・給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を利用するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意図を確忍するよう努めるものとする。

同額とする退職手当に関する特例措置その他の規定の該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用・給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意図を確認するよう努めるものとする。

第一次改正法律附則（昭和二三年一二日三日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の国家公務員法第三条第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六条の規定及びこの附則第七条中船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第十条の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第三条 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、国家公務員法の精神にて、触せず、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件に関する事項は、準用しない。

第二条 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四条 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、国家公務員法附則第十六条の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができる。これらの団体はすべて役員の選挙及び業務執行について民主的手続を定め、その他その組織・目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならぬ。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

第二条 前項の組合又は団体に関する必要な事項は法律又は人事院規則で定める。

第五条 国家公務員法附則第六条の規定の施行前にした同条に規定する法令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、同条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第八条 昭和二十三年七月二十一日附内閣總理大臣宛連合国最高司令官書簡に基づく臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）は、国家公務員に関する、その効力を失う。

前項の政令がその効力を失う前にした同会議第二条第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお從前の例による。

第九条 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替えるものとする。

第九条 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替えるものとする。

第十条 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辞令を差せられない限り、そのまま人事院の各相当の職員となるものとする。人事院の事務総長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相当するものとする。

第十二条 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銓衡委員会官制（昭和十六年勅令第四号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年勅令第七十七号）（二級事務官吏の任用資格の特例に關する件）、二級事務官吏銓衡委員会官制（昭和二十一年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和八年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六条及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三条の試験に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日までは、從前の法律に定めた条件の下に存続するものとする。

2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された委員会の事務にもつぱら從事している職員は、その日において、辞令を用いることなく、その職を免ぜられるものとする。

第二次改正法律附則（昭和二三年一二月二一日法律第二五八号）

この法律は、公布の日から施行する。

第三次改正法律附則（昭和二四年三月三〇日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行する。

第四次改正法律附則（昭和二四年五月三一日法律第一二五号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年六月一日法律第一七四号）抄

この法律の施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

出訴期間が定められたこととなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他の法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行後にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるようとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 この法律による改正前の規定により訴願等をされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできないものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をされることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

<p>第一号 この法律は、昭和三八年六月二二日法律第一 附 則 (昭和三八年六月二二日法律第一 一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>二号 この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第八節 退職年金制度／第九節 職員団体／）に改める部分に限る）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三号を改める部分を除く）、第九十八条の改正規定、第一百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る）、第三章中第八節の次に一節を加える改正規定、第一百十条第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く）及び第一百十一条の改正規定（「第十六号」を「第十五号」に改める部分に限る）並びに次条（第六項から第九項までを除く）、附則第六条、附則第九条、附則第十二条（第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く）、附則第十八条、附則第二十条まで、附則第二十三条、附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、政令で定める日から施行する。</p>
<p>（経過規定）</p>
<p>第二条 この法律の施行（前条ただし書の規定による施行をいう。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）の際現に存する改正前の国家公務員法（以下「旧法」という。）の八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。</p>

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものとす
る。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定により登録をした旨の通知を受けたものとのうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものについては、この法律の施行の際に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしたものについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨は解消するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第百八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもっぱら従事することができる。

6 この法律の施行（前条ただし書の規定による施行を含む。）前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してしてしめた請求その他の行為で、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行

<p>9 為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。</p> <p>この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。</p>
<p>附 則（昭和四〇年六月三日法律第一一六号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四一年六月二八日法律第八九号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四二年七月一五日法律第六七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四五五年五月二五日法律第九七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四六年一二月一一日法律第一一七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（政令への委任）</p>
<p>第二条 この附則に定めるもののほか、この法律をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（罰則に関する経過措置）</p>
<p>第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（昭和四八年一〇月一六日法律第一一六号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五三年六月二一日法律第七九号）抄</p>
<p>2 1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>この法律の施行の日前になされた国家公務員法第八百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法</p>

(国家公務員の職階制に関する法律の廃止)

第二条 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十二年法律第二百八十号)は、廃止する。

第三条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百六条の八第一項の規定による再就職等監視委員会の委員長及び委員の任命に関する必要な行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同項の規定の例によりり行うことができる。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員法第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針の策定及び同法第七十条の三第二項の政令の制定に関する必要な行為は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、同法第五十四条第一項及び第七十条の二第二項の規定の例により行うことができる。

(當利企業への再就職の暫定的規制)

第四条 施行日から三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、職員(職員であつた者であつて離職の日から起算して二年を経過していない者を含む。)は、離職前の在職機関(離職前五年間に在職していなかった政令で定める国機関、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第一百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社又は都道府県警察をいう。)と密接な関係にある當利企業として政令で定めるものの地位に就くことを承諾し、又は就いてはならない。

2 前項の規定の適用については、次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなす。

一 常時勤務を要しない官職を占める職員(國家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)

3 臨時の職員

三 条件付採用期間中の職員

1 第一項の規定は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条件に規定する交流元企業の地位に就く場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、任命権者は又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人

通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて退職手当を支給する場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人のうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて退職手当を支給する場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて退職手当を支給する場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)

は特定独立行政法人の役員(以下この項において「役職員」という。)の離職後の就職の援助を行うための基準として政令で定める基準に適合する場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、職員が当該承認に係る他の役職員又は役員であった者を当該承認に係る當利企業等(當利企業及び當利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)又はその子法

人(当該當利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配している法人として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の地位に就かせることを目的として当該當利企業等に対し、当該役職員若しくは役員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを要求し、若しくは約束するときは、第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百九条第十号から第十八号まで及び第一百十二条における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、同条第一号中「不正な行為(第一百六条の二第一項又は第一百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)」とあるのは、「不正な行為」とする。

二 在職機関が当該當利企業等に対する交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 在職機関と当該當利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 その他の政令で定める事項

(経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百九条第十号から第十八号まで及び第一百十二条における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、同条第一号中「不正な行為(第一百六条の二第一項又は第一百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)」とあるのは、「不正な行為」とする。

1 再就職者 職員であつた者であつて離職後に當利企業等の地位に就いている者のうち、退職手当通算予定職員(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて退職手当を支給する場合に、職員としての勤続期間に定められた者に限る。)とあるのは、「不正な行為」とする。

2 前項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。

3 前項の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監視官に委任することができる。

4 委員会が第二項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監視官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による不服申立ては、委員会に對して行うことができる。

5 第六条 前条第一項の承認に係る管理職員(改正後の法第一百六条の二十三第三項に規定する管理職員をいう。)が当該承認に係る當利企業等の地位に就いた場合には、その者が離職時に就職していた府省その他の政令で定める國機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該當利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

二 局等組織 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七条第一項に規定する官房若しくは局 同法第八条の二に規定する施

の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは、「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（公益社団法人等に関する経過措置等）

第十二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百六条の二十四第一項第四号に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

施行日が公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける国家公務員法の規定の適用については、同法第一百六条の二十四第四項第四号中「公益社団法人又は公益財團法人」とあるのは「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」と、同法第一百八条の四中「民法（明治二十九年法律第八十九号）」とあるのは「民法」とする。

（全国健康保険協会の設立に際しての職員の採用に関する特例）

第十三条 施行日が平成二十年十月一日以前である場合には、施行日から平成二十年九月三十日までの間は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十五条第三項又は第三項の規定により全国健康保険協会の職員の採用に関して行う事務については、第十六条の規定による改正後の国家公務員法第一百六条の二第一項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。（見直し）

第十七条 政府は、第一条の規定による改正後の国家公務員法第十八条の七第一項の規定により設置された官民人材交流センターについて、この法律の施行後五年を経過した場合において、その体制を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則（平成二十四年五月八日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等（第七十条－第七十二条）／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条／第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／を

／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章郵便株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号との改正規定、同法第一百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第一条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第十二条に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前を見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

<p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>三号 抄</p>
<p>附 則 （平成二四年八月二二日法律第六</p> <p>施行する。）</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第六十条の規定 公布の日 （その他の経過措置の政令への委任）</p>
<p>第一百六十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 （平成二五年五月三一日法律第二</p> <p>二号） 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>附 則 （平成二五年一月四日法律第八</p> <p>九号） 抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日</p>
<p>二 第一条中国家公務員法の目次の改正規定</p> <p>（第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の九第一第六十一条の十一）に係る部分に限る。）及び同法第三章第二節に二款を加える改正規定（同節第七款に係る部分に限る。）この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日</p>
<p>三 第一条（国家公務員法第六十一条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の十第三号の改正規定及び同法第六十六条の十四第五項の改正規定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定</p>

(同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。)に限る。)及び第十七条並びに附則第八条、第十二条及び第十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

(準備行為)

第二条 内閣は、第一条の規定による改正後の国家公務員法(次条及び附則第七条第二項において「新国家公務員法」という。)第四十五条の二第一項から第三項まで、第六十一条の二第一項各号別記以外の部分及び第二項から第四項まで並びに第七十条の五第二項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聽くことができる。

(国家公務員法一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、新国家公務員法第三条、第十八条の二、第二十七条の二、第六十一条の二、第六十一条の七及び第七十条の六の規定並びに附則第三十二条の規定による改正後の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)以下この項において「新独立行政法人通則法」という。)第五十四条の二第一項の規定の適用については、新国家公務員法第三条第二項及び第十八条の二第一項中、「幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程」とあるのは「及び幹部職員の任用等に係る特例」と、新国家公務員法第二十七条の二中、「合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であったか否か」とあるのは「及び合格した採用試験の種類」と、新国家公務員法第六十一条の二第一項中「次項及び第六十一条の十一」とあるのは「次項」と、同項第一号中「この項及び第六十一条の九第一項」とあるのは「この項」と、同項第二号中「第六十一条の六並びに第六十一条の十一」とあるのは「並びに第六十一条の六」と、新国家公務員法第六十一条の七第一項中「この款及び次款」とあるのは「この款」と、「第六十一条の九第一項第二号に規定する課程対象者その他」とあるのは「その他」と、新国家公務員法第六第一項第二号中「各行政機関の課程対象者」の政府全体を通じた育成又は内閣の」とあるのは「内閣の」と、新独立行政法人通則法第五十

四条の二第一項中「幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程」とあるのは「及び幹部職員の任用等に係る特例」とする。

人事院規則(定める。)

第42条 政府は、平成二十一年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他的事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(検討)

第43条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則

で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年六月一三日法律第六号(以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十二条の規定 公布の日

(国家公務員法一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「旧法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十二条の規定 公布の日

(国家公務員法一部改正に伴う経過措置)

第三条 第百四条の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「旧特定労法」という。)第七条第一項ただし書の規定により旧特定労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第二条の規定による改正後の国家公務員法第百八条の六の規定の適用については、第一百四条の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律(以下「新特定労法」という。)第七条第一項ただし書の規定により新特定労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(経過措置の効力)

第四条 この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(訴訟に関する経過措置)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為により不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第七条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第八条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第九条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第11条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の規定すべき事項を規定するものは、施行日から施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

(この法律の施行の際現に効力を有するものとの効力)

第12条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合を除き、なお従前の例による。)

(経過措置の原則)

第13条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(その他の経過措置)

第29条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなおその効力を有することによる。)

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一五日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第一百四条の改正規定及び第一百六十条第一項の改正規定(第六十三条の下に「第六十六条の十第九項」を加える部分に限る)。並びに附則第二十五条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一條を加える改正規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百五十五条第一項の改正規定(以下この条の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条の表第五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十一条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同条第二項の表第五十九条第一項の

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第七十五条の改正規定(第六十八条第二項を「第八十六条第一項」に改める部分に限る)、第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項を「第八十六条第一項」に改める部分に限る)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定

二 略

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第一百三十二条)を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分に限る)、第三条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前見出しを削る改正規定、同

二 略

三 第一百三十二条から第一百三十七条までの規定

二 略

三 第三百三十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四

二 略

三 第五百十二条に「及び第百三十二条」を「第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「第五十二条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る)並びに同

二 略

三 第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改

正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改

正規定(「第三項を除く」)、第十八条を削る部

分に限る)、第十八条の規定(前号に掲げる

改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(

法第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改

正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改

正規定(「第三項を除く」)、第十八条を削る部

分に限る)、第十八条の規定(前号に掲げる

改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九

条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(

法第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改

正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改

正規定(「第三項を除く」)、第十八条を削る部

務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法(一)とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第四百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで〔に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削る部分及び「準用する会社法第五百七十七条第三項」と)の下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(一)とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」とあるのは「、同法第一項において準用する商業登記法(一)

「並びに第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中〔会社法第九百三十一条第二項各号〕とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。) 第百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに第百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行による。 (政令への委任)

第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

3 される任用・給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3 特定地方警務官（第七条の規定による改正後の方警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。附則第六条第十一項及び第十一条第九項において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは、「警視総監又は道府県警察本部長」

3 特定地方警務官（第七条の規定による改正後
される任用・給与及び退職手当に関する措置の
内容その他の必要な情報を提供するものとする
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思
を確認するよう努めるものとする。

ら令和六年三月三十日までの間に年齢六十年に達する職員（当該職員が占める官職に係る第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧國家公務員法」という。）第八十一条の第二項に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。）に対し、新國家公務員法附則第九条の

3 従前の国の機関に対してされてゐる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていらないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これ

施を確保するため、任命権者（同法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者）いう。以下この項及び次項並びに次条から附則第六条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。任命権者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から

の法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

(実施のための準備等)

(处分等に関する経過措置)
第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがある場合を除いて、このまま施行を止め、

第一条 本法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

と、「対し」とあるのは「対し、第七条の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する」とする。

齡引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができる。新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日前において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

平成十一年十月一日前に新国家公務員法第十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

施行日前に旧国家公務員法第八十三条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」といふ。）に係る当該旧国家公務員法勤務延长期限までの間ににおける同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十

6 一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

8 新国家公務員法第八十一条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第二項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

9 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新国家公務員法定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）に達している職員（当該人事院規則

10 で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

11 第二条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律(附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。)附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

12 第五項から前項までに定めるもののはか、第五項又は第六項の規定による勤務に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

研究施設研究教育職員(第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。)については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

第四条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職(指定期職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。)に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定められた者(旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項及び附則第八条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。)

うち、前三号に掲げる者に準ずる者として人
事院規則で定める者

令和十四年三月三十日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新國家公務員法定年に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新國家公務員法第八十一条の一
六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新國家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新國家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新國家公務員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 任命権者は、新國家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかるらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職その職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官

職にあつては、人事院規則で定める年齢をいふ。)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新國家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にあらる者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新國家公務員法定年相当年齢に達している者（新國家公務員法第六十条の二第一項の規定により當該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。
前二項の規定により採用された職員の任期については、前条第三項の規定と準用する。

第六条 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の第一項又は第八十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧国家公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかるわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第一項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。」附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項に規定する定年（令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職の他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）をいう。）に達している職員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している職員」とする。

任命権者は、基準日（前二条の規定が適用される間ににおける毎年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（新国家公務員法

勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその勤務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他的人事院規則で定める官職（以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年引上げ官職（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第六十条の一第三項の規定を適用す

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあらわれるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者ととなつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の

五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

研究施設研究教育職員への採用についての前二条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、附則第四条第三項（前条第三項において準用する場合を含む）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

附則第四条第二項又は前条第二項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びにこれらの規定により採用された研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任に関し必要な経過措置は、第六項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める。

第七条 檢察官及び退職時に特定地方警務官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とす。

暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第一項及び第二十二条第一項の規定を適用する。

暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。

新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤務手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

附則二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）。附則第十二条第五項において

「新寒冷地手当法」という。の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十一條、第十一條の二、第十一條の五から第十二条の七まで、第十二条の九、第十二条の十、第十三条の二並びに第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（附則第十二条において「新育児休業法」という。）第二十六条第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二项ただし書、第七条第二項、第十二条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

前二条ただし書、第七条第二項、第十二条、第十七条第一項及び前各項に定めるものほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

（その他の経過措置の政令等への委任）
（検討）

第十六条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用及び国家公務員法等の一部を改正する法律の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定期再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

附則二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）。附則第十二条第五項において

「新寒冷地手当法」という。の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の待遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月一六日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日